

令和6年度苓北町住民税非課税世帯に対する 物価高騰対策支援給付金のご案内

(住民税非課税世帯3万円/1世帯、こども加算2万円/1人)

【支給要件】

- ・基準日(令和6年12月13日)時点で、苓北町に住民登録がある世帯で、世帯の全員が令和6年度住民税均等割が非課税である世帯
- ・世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けていない。
(扶養を受けているか分からないときは、親や子ども等、家族に確認してください。)
- ・世帯の中に、租税条約による住民税の免除を届け出ている者はいない。

給付金の支給額

給付金の支給日

1世帯あたり**3万円**

令和7年3月27日(木)

(18歳以下のこども※がいる世帯は、
こども1人あたり**2万円**加算)
※平成18年4月2日以降生まれのこども

※記載されている給付金振込口座に
振り込みます。

給付金の受給手続きは不要です!

ただし、

- ・支給要件に**該当しない**場合
- ・支給額(こども加算分)が**異なる**場合
- ・振込口座を**変更する**場合
- ・給付金の**受給を辞退する**場合

苓北町役場福祉保健課(0969-35-1263)へ令和7年3月14日(金)午後5時までに
ご連絡ください。



住民税非課税世帯に対する物価高騰対策支援給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、
苓北町役場か天草警察署、または警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

苓北町役場 福祉保健課

電話番号 0969-35-1263(直通)

受付時間 平日9:00~17:00(土・日・祝日を除く。)

